

左側通行の自転車は車道の

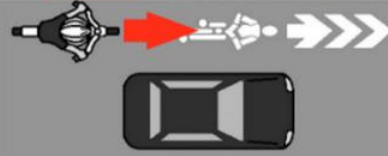


自転車は、道路
(車道)の**中央から左の**
部分を、**左側端に寄って**
通行しなければなりません

【道路交通法第17・18条】

罰金

3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



逆走して進路をふさぐ事は、
あおり運転に
なりうる行為です



「自転車及び歩行者専用」の
標識▼

歩道を
通行できる場合



- 歩道に右図の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や
身体の不自由な人が運転しているとき
- 通行の安全を確保するため、やむを得ないと
認められるとき

【道路交通法第63条の4】
【道路交通法施行令第26条】



自転車が
歩道を通行する場合



- 歩道の**中央から車道寄り**を徐行
- 歩行者の通行を妨げるときは**一時停止**

【道路交通法第63条の4】

罰金

2万円以下の罰金
又は科料

左の文字の中に、
下の姿のほくが
まざっているよ。
探してみよう！



生活安全課
交通安全係

☎03(3802)3111内線489